

○新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金Q&A

No.	質問	回答
1	助成の目的は何ですか。	新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応と思われる症状により休業を余儀なくされ、収入が減少する心配のある方でも安心してワクチン接種が受けられるよう一定額を助成するものです。
2	どのような人が対象ですか。	県内にお住まいの方で、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に、新型コロナウイルスワクチンの接種を受け、副反応と思われる症状で休業した方で、給与、事業所得、休業補償、休業手当等が支給されない労働者と個人事業主が対象です。
3	対象日はいつですか。	新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた日の翌日及び翌々日のうち休業した日を対象とします。ただし、副反応と思われる症状が発生したことにより、接種を受けた日に予定されていた勤務を休業した場合は、接種を受けた日及び翌日のうち休業した日を対象とします。
4	対象となる「休業した日」とはどのような日ですか。	働く予定が入っていたが、副反応と思われる症状により働くことができなかった日のことです。なお、年次有給休暇や、特別な有給休暇など、給与の支給がある休暇を取得した場合や、休業手当や、その他公的な給付が支給された場合は対象外となります。
5	助成額はいくらですか。	休業した日1日につき4,000円です。
6	令和3年4、5月にワクチンの接種を受けました。申請できますか。	申請できます。
7	申請期限はいつまでですか。	令和4年3月31日までに提出をお願いします。できるだけ、2回目接種終了後、1ヶ月以内に申請してください。
8	ワクチン接種を受けるために休業しました。対象となりますか。	ワクチン接種を受けるために休業した場合は対象となりません。
9	1回目と2回目の接種時にそれぞれ副反応と思われる症状により休業しました。それぞれ対象になりますか。	それぞれ対象になります。
10	会社員でなくても対象になりますか。	労働者だけでなく、個人事業主も対象となります。
11	専業主婦ですが、対象になりますか。	休業により賃金や事業所得が受けられないことで収入が得られない労働者及び個人事業主を対象としているため、対象となりません。
12	アルバイトやパートで働いていますが、対象になりますか。	対象となります。
13	個人事業主の家族を手伝っていますが、対象になりますか。	事業専従者として給与を得ている場合は対象となります。申請には「青色事業専従者給与に関する届出書」などの提出が必要です。

○新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金Q&A

No.	質問	回答
14	定額の役員報酬を得ていますが、対象になりますか。	休業により、報酬額に影響がない場合は対象となりません。
15	不動産経営により生計を立てていますが、対象になりますか。	休業により、予定していた管理業務や商談等が行えず、事業所得に影響がある場合は対象となります。
16	店を経営しているが、自分が休業している間も店は営業していました。対象になりますか。	休業により、事業所得に影響がない場合は対象となりません。
17	内職をしています。対象になりますか。	業務を行う予定があったが、副反応と思われる症状により業務に従事できなかった場合は対象となります。
18	接種後に副反応と思われる症状が出たので、有給休暇を取得して休業しました。対象になりますか。	有給休暇を取得して休業した日は対象外です。
19	接種後に副反応と思われる症状が出たので、休業しましたが、会社から休業手当が支給されました。対象になりますか。	休業手当が支給される日は対象外です。
20	副反応により、健康被害救済制度の給付を受けた場合は、対象になりますか。	健康被害救済制度の給付は、医療費、医療手当等であり、休業した日に対する給与や事業所得の補てんに当たる公的な給付金に該当しないため、対象です。
21	副反応と思われる症状により休業した日に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を受給していますが、対象になりますか。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金が支給される日は対象外です。
22	休業したことで、個人で加入している保険に支払金があっても対象になりますか。	公的な給付金には該当しないため、対象になります。
23	ダブルワークをしています。どのように申請したらよいですか。	ダブルワークをしている場合、それぞれの勤務先から、就労証明書(様式第3号)への証明を受ける必要があります。
24	昼と夜で別の仕事をしています。昼の仕事は有給休暇を取得しましたが、夜の仕事は欠勤しました。対象になりますか。	昼の仕事で給与が支払われているため、対象になりません。
25	個人事業主ですが、事業の他に、副業をしていて、雇用されて働いています。どのように申請したらよいですか。	個人事業主と労働者の両方に該当しますので、個人事業主、労働者それぞれの就労状況確認書類の提出が必要となります。
26	シルバー人材センター経由で仕事をしていますが、労働者と個人事業主のどちらで申請したらいいですか。	派遣の場合は労働者、請負の場合は個人事業主としての申請となります。
27	助成金は課税対象となりますか。	原則課税対象にはなりません。詳しくは税務署へお問い合わせください。